

申請書のほかに必要となる書類

1 生業扶助受給世帯の高校生等

○在学証明書 → 様式第2号に、学校から証明をもらって提出する。

○口座振込申出書

○生活保護受給証明書

- ・居住地の福祉事務所が発行するもの
- ・7月1日以降に発行され、生業扶助の受給の記載があるもの

○通帳の写し

- 口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページ（通常であれば表紙をめくったページ）のコピー

※個人対象要件証明書（専攻科生のみ提出）

- 様式第7号に、学校から証明をもらって提出する。

2 第1子の高校生等…1を除く道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の高校生等

●個人番号を用いて申請をする方

○在学証明書 → 様式第2号に、学校から証明をもらって提出する。

○口座振込申出書

○個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書

- ・必要事項を記入のうえ、個人番号が確認できる書類及び身分証の写し（免許証・健康保険証等）を添付すること
- ※個人番号が確認できる書類とは、個人番号カード・個人番号が記載された住民票の写しをいう。

○住民票謄本

- ・申請者（保護者）の住民票謄本、居住地の市町が発行するもの
- ・7月1日以降に発行されたものであること

※個人番号が記載されている場合は、該当部分を復元できない程度にマスキングを施すこと。

なお、住民票（除票）を取得される際、自治体によっては、本人自著による委任状等が必要となる場合がありますのでご注意ください。

○受講登録の状況がわかる書類

- 単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等に在学する者のみ

○通帳の写し

- 口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページ（通常であれば表紙をめくったページ）のコピー

※個人対象要件証明書（専攻科生のみ提出）

- 様式第7号に、学校から証明をもらって提出する。

●課税証明書等で申請する方

○在学証明書 → 様式第2号に、学校から証明をもらって提出する。

○口座振込申出書

○令和5年度（令和4年中の所得）の課税証明書、非課税証明書等

- ・居住地の市町が発行するもの

- ・就学支援金で使用了のもの写しでも可
- ・配偶者控除があっても省略不可（保護者全員分が必ず必要）

○住民票謄本

- ・申請者（保護者）の住民票謄本、居住地の市町が発行するもの
- ・7月1日以降に発行されたものであること

※個人番号が記載されている場合は、該当部分を復元できない程度にマスキングを施すこと。

なお、住民票（除票）を取得される際、自治体によっては、本人自著による委任状等が必要となる場合がありますのでご留意ください。

○扶養誓約書（第1号様式） → 健康保険に未加入の世帯などが記入

○受講登録の状況がわかる書類

- 単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等に在学する者のみ

○通帳の写し

- 口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページ（通常であれば表紙をめくったページ）のコピー

※個人対象要件証明書（専攻科生のみ提出）

- 様式第7号に、学校から証明をもらって提出する。

3 **第2子以降の高校生等**…1を除く道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の高校生等で、7月1日の年齢が15歳以上23歳未満（中学生を除く）の兄・姉がいる高校生等

●個人番号を用いて申請する方

- 在学証明書 → 様式第2号に、学校から証明をもらって提出する。

○口座振込申出書

○個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書

- ・必要事項を記入のうえ、個人番号が確認できる書類及び身分証の写し（免許証・健康保険証等）を添付すること
- ※個人番号が確認できる書類とは、個人番号カード・個人番号が記載された住民票の写しをいう。

○住民票謄本

- ・申請者（保護者）の住民票謄本、居住地の市町が発行するもの
- ・7月1日以降に発行されたものであること

※個人番号が記載されている場合は、該当部分を復元できない程度にマスキングを施すこと。

なお、住民票（除票）を取得される際、自治体によっては、本人自著による委任状等が必要となる場合がありますのでご留意ください。

○7月1日の年齢が15歳以上23歳未満の子（中学生を除く）の健康保険証の写し

- 高校生本人及び高校生本人の兄・姉（15～23歳）の保険証のコピー

※別紙「保険証貼付用紙」に貼付して提出すること。

※保険証のコピーについては、被保険者等記号・番号等部分を復元できない程度にマスキングを施すこと。

○扶養誓約書（第1号様式） → 健康保険に未加入の世帯などが記入

○受講登録の状況がわかる書類

→ 単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等に在学する者のみ

○通帳の写し

→ 口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページ（通常であれば表紙をめくったページ）のコピー

※個人対象要件証明書（専攻科生のみ提出）

→ 様式第7号に、学校から証明をもらって提出する。

●課税証明書で申請する方

○在学証明書 → 様式第2号に、学校から証明をもらって提出する。

○口座振込申出書

○令和5年度（令和4年中の所得）の課税証明書、非課税証明書等

→ ・居住地の市町が発行するもの
・就学支援金で使用したものの写しでも可
・配偶者控除があっても省略不可（保護者全員分が必ず必要）

○住民票謄本

→ ・申請者（保護者）の住民票謄本、居住地の市町が発行するもの
・7月1日以降に発行されたものであること

※個人番号が記載されている場合は、該当部分を復元できない程度にマスキングを施すこと。

なお、住民票（除票）を取得される際、自治体によっては、本人自著による委任状等が必要となる場合がありますのでご注意ください。

○7月1日の年齢が15歳以上23歳未満の子（中学生を除く）の健康保険証の写し

→ 高校生本人及び高校生本人の兄・姉（15～23歳）の保険証のコピー

※別紙「保険証貼付用紙」に貼付して提出すること。

※保険証のコピーについては、被保険者等記号・番号等部分を復元できない程度にマスキングを施すこと。

○扶養誓約書（第1号様式） → 健康保険に未加入の世帯などが記入

○受講登録の状況がわかる書類

→ 単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等に在学する者のみ

○通帳の写し

→ 口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページ（通常であれば表紙をめくったページ）のコピー

※個人対象要件証明書（専攻科生のみ提出）

→ 様式第7号に、学校から証明をもらって提出する。

※ 扶養状況を確認するために、**上記以外の書類の提出を求めることがあります。**

※ **高校生本人の兄や姉に23歳以上の高校生がいる場合は、その旨申し出てください。**

※ 生徒が第2子の場合、健康保険証の写しで扶養の状況を確認しますが、国民健康保険では扶養の状況が分かりません。そのため、国民健康保険に加入している場合、住民票謄本で兄（姉）が同居していることを確認します。謄本に兄（姉）が載っていない場合、住民票除票の添付をお願いします。なお、住民票（除票）を取得される際、自治体によっては、本人自著による委任状等が必要となる場合がありますのでご注意ください。

提出書類でわからない点があれば、事前に、教育環境整備課までおたずねください。